平成２５年（フ）第９４号
群馬県高崎市飯塚町108番地５　コーポトモマツ206号
債務者　六本木弘一
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１７２号
神奈川県座間市新田宿15番地
債務者　本多　辰行
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１７８号
神奈川県座間市さがみ野２丁目１番34号　成和ハイツ201号
債務者　石井　一弘
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１８３号
相模原市南区上鶴間７丁目22番10号　ユアハイツ102
債務者　山口　良朗
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２０２号
静岡県三島市梅名324番地の11
債務者　阿佐　宏一
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
京都府綾部市新町20番地
債務者　斉藤　　直
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
京都府綾部市新町20番地
債務者　斉藤　　延
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
香川県高松市香西東町626番地８
債務者　松井　裕也
１　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第７５号
高知市春野町弘岡下79番地
債務者　北山　淳子
１　決定年月日時　平成25年６月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０１号
高知市鏡川町16番地　市住２―106
債務者　矢野　　栞
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２９２号
福岡市中央区古小烏町75番地
債務者　松江千賀榮
１　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２９号
福岡県柳川市大和町栄86番地１　コーポ大和２号、住民票上の住所福岡県柳川市大和町栄86番地１
債務者　内田　崇志
１　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
栃木県佐野市高橋町538番地２
債務者　森　　静男
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第６６号
釧路市新栄町１番４号
債務者　ラウンジノクターンこと　斉藤真由美
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月15日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２５８号
栃木県宇都宮市西川田町1001番地44
債務者　正田　正恵（旧姓篠原）
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７１号
栃木県宇都宮市雀の宮７丁目10番３号
債務者　髙岩　敏子
１　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８１号
栃木県宇都宮市富士見が丘３丁目18番３号　プルミエールＡＭＩ105号、前住所栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目13番９号　メゾン兵庫塚102号
債務者　丹　　孝子
１　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係